

平成29年6月27日

川西市議会議長

久保義孝様

厚生常任委員長

多久和桂子

委員会報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第101条の規定により報告します。

厚生常任委員会における審査の経過と結果について（審査日：平成29年6月16日）

1. 議案第49号 川西市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

地方税法の改正により、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」について、住民税の申告特例控除が設けられたが、福祉医療費助成制度の受給資格判定に係る市民税所得割額算出の際、これまでのふるさと納税に係る特例控除と同様に、申告特例控除においても、控除適用前の所得割額を算出するよう兵庫県福祉医療費助成制度の基準が変更されることに伴い、その整合を図るため条例の一部を改正しようとするもの。

質疑の概要

問 ふるさと納税において、確定申告を行う場合と確定申告が不要なワンストップ特例制度を利用する場合を比較し、福祉医療費助成制度の受給資格判定に係る市民税所得割額の算出に差異はあるか。

答 控除適用前の市民税所得割額により算出するため、差異はない。

問 どちらを利用しても差異はないということについて、どのように周知していくのか。

答 個別ではなく全体的な周知を予定しており、その方法等については他市の例を参考に検討したい。

問 助成は市民税所得割額の合計が23万5000円未満の人を対象としているが、本改正により影響を受ける人数を伺いたい。

答 ワンストップ特例制度利用者約1300人のうち、助成制度対象者は190人であったが、今回の条例改正で助成対象から除かれるのは3人である。

特記事項 委員会配付資料あり（川西市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

審査結果 原案可決（全員賛成）